EPC契約書

発注者○○○○（以下「甲」という）と受注者○○○○（以下「乙」という）は、次の通りEPC契約を締結する。

第1条（業務の内容）

甲は、乙に対し下記内容の業務（以下「本件業務」という）を発注し、乙はこれを 完成させることを約定する。

設計：本契約に基づき、乙は目的物の完成に適した設計を行う。

調達：乙は、本件業務および工事に必要な資機材の調達を行うものとする。

建設：乙は第2条に定める工事を実施し、目的物の完成を目指す。

第2条（本件業務に係る工事の内容、時期等）

乙は本件業務に係り以下の工事を行い、その完成を約する。

記

1　工事の目的物は、別紙の設計仕様の通り。

2　工事場所：

3　工期：　　　令和　　　年　　　月　　　日から

令和　　　年　　　月　　　日まで

4　工事を実施しない日・時間帯：

5　請負代金額：　金○○円

6　引渡しの時期：　完成の日から○○日以内

第3条（請負代金の支払方法）

甲は乙に対し、請負代金を次の通り分割して振込にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

　令和　　　年　　月　　日　　金○○万円

　令和　　　年　　月　　日　　金○○万円

　令和　　　年　　月　　日　　金○○万円

第4条（工事の中止、変更の場合の措置）

甲は、やむを得ない場合には本件業務および工事内容を変更又は中止することができる。この場合、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲と乙が協議してこれを定める。甲の都合による本件業務、工事の中止、変更によって乙が損害を受けたときは、甲は、その損害金を賠償しなければならない。

第5条（原材料、機械の調達）

本工事にかかる原材料は乙が調達し、その費用は乙が負担するものとする。

第6条　(検査等)

甲は、目的物の検査を引渡し後7日以内に行い、その結果を乙に書面で通知する。この通知書の発送の日をもって、目的物の所有権を乙から甲に移転するものとする。

第7条（契約不適合責任）

甲は、乙より引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、履行の追完、請負代金の減額、損賠の賠償その他必要な措置を取るものとする。

第8条（危険負担）

当事者双方の責めに帰することができない事由によって工事ができなくなったときは、甲は、反対給付の履行を拒むことができる。

2　甲の責めに帰すべき事由によって工事ができなくなったときは、甲は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、乙は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

第9条（履行遅滞の責任を負わない場合）

乙は、本契約上の義務の履行が、自然災害やテロなど不可抗力による事由により遅滞したときは、甲に対し履行遅滞の責を負わない。なお、乙は、当該事由が生じた場合、甲に対し、ただちに発生を報告する。

第10条（第三者への損害賠償）

工事の実施のために、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。ただし、甲の指示に基づき施工した結果、第三者に損害を及ぼした場合には、甲の負担とする。

第11条（契約の解除）

甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、ただちに本契約を解除することができる。

1　支払停止（銀行取引停止等）となったとき

2　仮差押、仮処分、差押、滞納処分、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申し立てがあったとき

3　相手方において本契約における重大な違反があったとき

第12条（合意管轄）

本件に関し、紛争が生じた場合については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項については、相互に協議して定める。

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自記名・押印のうえ、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

 甲 　 住　所

 氏　名　　　　　　　　　　　　　印

 乙 　 住　所

 氏　名　　　　　　　　　　　　　印